

第 38 号「こころの健康基本法(仮称)」の早期制定を求める意見書提出の件

自民党県議団の採決…賛成

近年、精神疾患患者数は急増していますが、本県でも、精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成 14 年の 1 万 3 千名から平成 22 年には 2 万 7 千名と約 2.1 倍にまで増加しており、未受診者を含めると、さらに罹患者は多いものと推測されます。

県では、「健康づくり推進条例」やそれに基づく「健康づくり推進プラン」において、こころの健康を体の健康と同等に位置づけ、重点的な対策を行っていますが、依然として精神疾患患者数や自殺者数は高止まりしており、さらなる対策の充実が望まれます。

国においても、平成 16 年の「精神保健福祉制度の改革ビジョン」以来、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念のもと、精神保健医療福祉全般における見直しを進めていますが、請願にある「こころの健康基本法(仮称)」の制定は、精神疾患対策にかかる総合的で長期的な政策を保障するとともに、国民の問題意識を高め、精神保健・福祉の更なる充実に寄与するものと判断致しました。